

加賀温泉駅全天候型広場施設 ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

施設の良い管理運営を維持するとともに、企業等との協働により施設の魅力向上や地域の活性化を図ることを目的として、加賀温泉駅全天候型広場施設の命名権(ネーミングライツ)を取得する命名権者(ネーミングライツパートナー)を募集します。

2 対象施設

| | |
|-------|----------------------------|
| 名 称 | 加賀温泉駅全天候型広場施設 |
| 所 在 地 | 加賀市作見町ヲ 11 番地 1(加賀温泉駅前広場内) |
| 施設の概要 | 別添資料のとおり |

3 応募資格

以下のいずれにも該当しない法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、加賀市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 指名停止の期間があるもの(本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行ったもの)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (4) 税料金等を滞納しているもの
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)または会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (7) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業を営む者
- (8) 本施設の指定管理者の事業目的と競合するもの
- (9) その他、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど、命名権を取得させることが適当でないと市長が認めるもの

4 契約期間

契約締結日から 3 年以上、最終年の年度末(3 月 31 日)まで。最長 5 年までとする。なお、年度途中で契約締結した場合、初年度は 1 年として計算します。

当該契約期間満了時の契約更新に際しては、原則として優先交渉権(契約期間満了後、継続して契約する意向がある場合、他者に優先して市と交渉できる権利)を付与します。

5 ネーミングライツ料

年額 50 万円以上(消費税及び地方消費税を含む)

※初年度のネーミングライツ料については、月割計算(端数切上げ)によって算出します。なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算します。

6 愛称の使用開始予定日

令和8年8月下旬頃

7 命名条件

ネーミングライツにより新たに命名される愛称は、市民や施設利用者の理解が受け入れられやすいものとし、次に掲げるものは、申請を認めません。また、契約期間内の名称の変更は認めません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告内容を市が推奨している誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) その他、公共の施設の愛称として不適當であると市長が認めるもの

8 愛称の表示範囲

- (1) 施設に、法人名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。
- (2) 市において、市広報等の印刷物及び市ホームページの表示変更を行います。また、市が設置する加賀温泉駅前広場内のサイン(3箇所)にも愛称を掲載します。
- (3) 施設に愛称を表示した看板やステッカー等の設置を希望する場合は、設置方法や位置、大きさ等を市と協議のうえ、決定します。
- (4) 今回募集する愛称は一般的に用いる呼称であることから、条例で定める施設の名称の変更は行いません。
- (5) 決定された愛称については、速やかに指定管理者等の関係機関に周知・PRを図るものとしますが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。なお、表示変更が完了していない場合であっても、契約期間及び命名権料は、変更しません。
- (6) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

9 費用負担

| 区分 | 市 | ネーミングライツパートナー |
|-------------------------|---|---------------|
| 印刷物及びホームページの表示変更 | ○ | |
| 加賀温泉駅前広場内のサインの表示 | ○ | |
| 看板等の設置及び愛称の使用期間終了後の原状回復 | | ○* |

※ネーミングライツ料のほかに別途ご負担いただきます。

10 愛称の表示以外にネーミングライツパートナーに付与するメリット
施設利用料の免除(年間 2 日間)

11 ネーミングライツパートナーの公表及び愛称普及に向けた取組

- (1) ネーミングライツパートナー決定後は、速やかに報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。
- (2) 市は、愛称の普及・定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用するとともに、指定管理者やメディア等に対し、愛称の使用を働きかけます。

12 応募手続

(1) 提出書類の受付

ア 提出期限 令和 8 年 6 月 12 日(金) 午後 5 時 15 分必着

イ 提出方法 提出先へ電子メールにより提出書類の電子ファイルを送付

※諸事情により、電子メールによる提出がどうしても困難な場合は
書面による提出も可能とするが、事前に問合せ先に相談すること。

ウ 提出書類 次の書類を各1部提出してください。

①ネーミングライツ応募申請書(様式第 1 号)

②宣誓書(様式第 2 号)

③法人概要書(様式第 3 号)

④履歴事項全部証明書

⑤定款・規約またはこれらに類する書類

⑥直近 3 か年の決算報告書

⑦納税を証する書面

(直近1年間の法人税、市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)

⑧その他(加賀市に所縁のある企業であることを示すもの、地域貢献・社会貢献等の取組実績等)

(2) 質問の受付

ア 受付期間 令和 8 年 5 月 15 日(金)から令和 8 年 6 月 5 日(金)まで

イ 質問方法 質疑書(様式 4 号)に記載のうえ、電子メールにより送付してください。

ウ 回答方法 受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、市ホームページに掲載して回答します。質問から概ね 3 開庁日程度で随時回答します。

(3) 応募の失格事項

次の項目に該当した場合は、応募を無効とします。

ア 募集要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合

エ 選定の公平性を損なう行為があったと県が認めた場合

オ 応募者による契約の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

カ その他不正行為があった場合

(4) 応募上の注意事項

ア 複数申込の禁止

応募は、1 応募法人につき 1 点とします。

イ 提案内容の変更の禁止

受付期間終了後の内容変更は認められません。

ウ 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。市は、選定結果の公表等で必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 応募の辞退

提出書類の提出後に応募を取り下げの場合は、「応募取下届」(任意様式)を提出してください。

オ 応募に係る費用

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

カ 提出書類の著作権

提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、本事業に関する公表及びその他市が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

キ 情報公開

提出された書類は、加賀市情報公開条例(平成 17 年加賀市条例第 16 号)に基づく情報公開請求により応募者の了承を得ることなく開示することがあります。ただし、加賀市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報を除きます。

13 選定方法と結果通知

(1) 選定委員会の設置

優先交渉権者を選定するため、庁内職員等により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会において、別紙の「審査基準」に基づき提出書類を総合的に審査し、優先交渉権者を選定します。応募者が 1 者のみの場合でも、選定委員会において審査した結果、優先交渉権者なしとする場合があります。

なお、選定委員会による審査及び議事内容は、応募者のノウハウ保護等の観点から非公開とします。

(3) 選定結果等の通知及び公表

選定結果等については、すべての応募者に書面により通知するとともに、優先交渉権者名を公表します。優先交渉権者以外の応募者の情報は、原則として公表しません。

契約金額等は契約締結時に公表します。

選定結果等に関する問合せ及び異議については受け付けません。

(4) 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、または優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

14 契約の締結等

(1) 契約の締結

ア 優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者は本施設のネーミングライツに係る契約に向けた必要な協議を行い、その後、契約を締結することとします。

イ 選定の過程で、愛称に関して選定委員会の意見があった場合には、双方協議のうえ、この意見を反映して修正する場合があります。

ウ 協議が整わないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、第2順位以下の候補者と順に協議を行います。次順位の候補者がいない場合は、市はネーミングライツパートナーの決定を一旦中止します。

(2) 契約の解除

募集要項で定める応募資格を偽るなどの不正行為により契約が成立したことが明らかになった場合、又は契約に規定する義務を履行しない場合、市は契約を解除することができることとします。

なお、この場合、原状回復等に必要費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとします。

15 指定管理者との協議

本施設の管理運営は指定管理者が行っているため、愛称決定後、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について、ネーミングライツパートナー、指定管理者及び市との間で協議することとします。

16 導入までのスケジュール(予定)

| | |
|------------------------|-----------------|
| 令和8年5月15日(金)から6月12日(金) | 応募受付 |
| 令和8年6月下旬頃 | 選定委員会による審査、結果通知 |
| 令和8年7月上旬から下旬頃 | 優先交渉権者との協議、契約締結 |
| 契約締結後 | ネーミングライツ料納入 |
| ネーミングライツ料納入後 | 愛称の表示の準備 |
| 令和8年8月下旬頃 | 愛称の使用開始 |

17 提出及び問合せ先

加賀市 建設部 都市計画課

TEL:0761-72-7925(直通)

FAX:0761-72-7212

E-mail:toshiseisaku@city.kaga.lg.jp

審査基準

ネーミングライツパートナーの選定に際し、提出書類に基づき、選定委員会が次の審査基準で総合評価を行います。

審査基準

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|-----------|--|-----|
| ネーミングライツ料 | 配点×(提案金額/最高提案金額) ※小数点第1位は切り上げ | 30 |
| 契約期間 | 配点×(提案期間/最長提案期間) ※小数点第1位は切り上げ | 15 |
| 愛称 | ・愛称と施設イメージの整合性 ・親しみやすさと呼びやすさ | 20 |
| 地域貢献 | ・市内に本社等を有するか ・加賀市に所縁のある企業か (創業者が加賀市出身、加賀市が創業地、多くの加賀市民を雇用している、加賀市の事業やイベントへの協賛・連携実績など) ・地域貢献、社会貢献等の取組実績 | 20 |
| 経営の安定性 | 経営状況など | 15 |
| 合計 | | 100 |

採点基準

| 配点 | 点数配分 | | | | |
|-----|------|----|----|-------|-----|
| | 優良 | 良好 | 普通 | やや不十分 | 不十分 |
| 20点 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| 15点 | 15 | - | 10 | - | 5 |

<留意事項>

- ① 選定委員の得点合計が最高の応募者を優先交渉権者に選定します。ただし、いずれかの審査項目について過半数の委員から不十分の評価を得た場合、または、委員全員の評価点の合計が6割以上とならなかった場合等は、委員の協議により選定しない場合があります。
- ② 最高得点の応募者が2者以上いる場合は、審査項目の「ネーミングライツ料」の点数が高い応募者を優先交渉権者とします。
- ③ ②で決まらなかった場合は、「契約期間」、「愛称」、「地域貢献」、「経営の安定性」の項目を総合的に鑑み、委員の合議により決定します。